委託業務仕様書

1 業務名

障がい者スポーツセンターにおける振興施策及び運営体制に係る調査考察並びに設置 に係る方針策定業務

2 業務の背景・目的

札幌市では、スポーツを通じた共生社会の実現のため、障がい者スポーツの普及促進に向けた取組を行っており、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」において、令和3年度及び令和4年度の2年度間に障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた検討調査を行うこととしている。

令和3年度は、本市における障がいのある方のスポーツ環境に係る現状と課題や他都 市の障がい者スポーツセンターに係る調査結果を踏まえ、本市における障がい者スポー ツセンター設置の必要性及び必要な機能等について検討を行ったところである。

本業務は、障がい者スポーツセンターを設置した場合において、当該センターを拠点 として実施する様々な障がい者スポーツの振興施策や運営体制について検討を行うため、 他都市の障がい者スポーツセンター等における施策事例及びその効果並びに運営体制の 調査を行う。

また、令和3年度実施した「障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた調査業務」 や今回の業務により得られた情報、本市の特色及び「札幌市障がい者スポーツ普及促進 協議会」での議論等を踏まえ、障がい者スポーツセンター設置に係る基本方針の素案を 作成する。

3 履行期間 契約締結日から令和4年11月30日(水)まで

4 業務の内容

(1) 計画·準備

業務を円滑に進めるために、実施計画書及び全体スケジュール案を作成する。

(2) 障がい者スポーツ振興の施策に係る調査及び考察

障がい者スポーツセンターや民間スポーツクラブ、特別支援学校、海外施設等が行っている障がい者スポーツの普及振興やスポーツの習慣化等に係る施策(スポーツ教室や指導者・サポートスタッフ育成事業、体験会事業、サークル運営、競技力向上事

業、情報発信、共生社会の実現に向けた取組など)及びその効果について調査を行い、 障がい者スポーツセンターを拠点として実施すべき施策の考察を行う。

(3) 障がい者スポーツセンターの運営に必要な体制に係る調査及び考察

他都市の障がい者スポーツセンターや海外施設における運営体制(スタッフ数、障がいのある方へのスポーツ指導や施設運営に当たって必要とするスキル、当該スキルを習得するための研修体制、職員等の採用活動、医療機関・競技団体・教育現場等との連携、など)に係る調査を行い、本市における障がい者スポーツセンターに必要な運営体制について考察を行う。

(4) 障がい者スポーツセンター設置に係る方針の検討

令和3年度実施した「障がい者スポーツの活動拠点の整備に向けた調査業務」や(2) 及び(3)の業務により得られた情報、本市の特色及び「札幌市障がい者スポーツ普及促 進協議会」での議論等を踏まえ、障がい者スポーツセンター設置に係る基本方針の素 案を作成する。

【方針 構成例】

- ・施設のコンセプト:目指すまちの姿、独自性など
- ・必要な機能:設備、用具、バリアフリーなど
- ・設 置 候 補 地:複数候補地を列挙
- ・運営体制:スタッフ数、スキル、研修体制など
- ・実 施 事 業:スポーツ教室、指導者育成、体験会運営など
- (5) 報告書の作成

収集・整理した情報及び考察について、「札幌市障がい者スポーツ普及促進協議会」 における意見も踏まえ、業務成果を

- (2)及び(3)について取りまとめた報告書
- (4)について取りまとめた報告書

にまとめること。

なお、受託者が「札幌市障がい者スポーツ普及促進協議会」に出席する義務はなく、 委託者より集約した意見の提供を受けることができる。

5 成果品

- (1) 4-(2)及び(3) について
 - 報告書 ア 出力稿(紙媒体) 18部(可能な限り古紙再生率 100%とする。)イ 電子データ(CD-R等) 一式

- (2) 4-(4) について
 - 報告書 ア 出力稿(紙媒体) 18部(可能な限り古紙再生率100%とする。)イ 電子データ(CD-R等) 一式
 - ※1 電子データについては、可能な限り Word、Excel、PowerPoint 形式とすること。 なお、これにより難い場合は、PDF とすること。
 - ※2 納品前に報告書の内容について委託者の確認を受けること。

6 環境への配慮について

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン 指定品を使用すること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、業務の着手に当たって、実施のための執行体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (3) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項や、委託者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。 なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理すること。
- (6) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとすること。また、委託者の行う

指示についても同様とする。

- (7) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、版権、印刷物及び提出された原稿・データ に関する権利は全て本市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行う ことを禁じる。
- (8) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により 適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (9) 本業務の遂行に当たり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

8 所管課

札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課 担当:松井、藤本

電話:011-211-3044 FAX:011-211-3046

E-mail: sports-parasports@city.sapporo.jp